

令和6年度 荒川区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) 補助金のご案内

荒川区では、東京都の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を補助する制度を実施します。



【制度概要】

対象者	<p>児童と同居し、荒川区に住所を有する、以下のいずれかの保護者（保育認定不問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方（保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象） ◆ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方（保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をする場合が対象） <p>※保育園や幼稚園を利用している方、育休中の方でもご利用いただけます ※令和5年度分の個人住民税及び国民健康保険料を滞納していないこと</p>
対象児童	0歳～6歳の未就学児
対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日（24時間365日対象）
補助上限時間	<p>児童1人につき年度内144時間まで （多胎児（ふたご、みつご等）の場合は、児童1人につき288時間まで） ※月ごとの合計で分単位が出た場合は切捨てになります。</p>
1時間当たりの補助上限金額	<p>【日中利用】 7時～22時：2,500円 【夜間利用】 22時～翌7時：3,500円</p>
対象利用料	<p>純然たる保育サービス利用料（税込）のみ ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、その他オプションサービス提供（家事援助、送迎など）等の料金は対象外 ※月会費に保育料が含まれている場合は、利用時間分のみ対象 ※クーポンや福利厚生等の助成を受けた場合は、その額を差し引いたあとの料金が補助対象</p>
対象事業者	<p>東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者 ※東京都福祉局のホームページをご参照ください（随時更新）。 東京都 ベビーシッター利用支援事業 ⇒ 検索</p>
保育基準	<p>児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること ※補助対象児童とその兄弟姉妹（人数や年齢を問わない）を、保護者とベビーシッターが共同して保育を行い、かつ保護者が契約において同意しているときには、ベビーシッターが1人であっても補助対象</p>



＜問い合わせ・補助金申請先＞

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区 子ども家庭部 保育課 保育管理係 本庁舎2階 ⑮番窓口
ベビーシッター(一時預かり)補助金担当 TEL: 03-3802-3763(直通) または代表+内線: 3839

《裏面あり》

【利用の流れ】

(1) 事業者との契約

- 厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を必ずご確認ください。
 ※厚生労働省のホームページをご参照ください。 [厚生労働省 ベビーシッター 留意点](#) ⇒ [検索](#)
- 東京都の認定事業者から利用したい事業者を選び、事業者と直接契約を結んでください。その際、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。

(2) ベビーシッターの利用・支払い

- 事業者から発行日が利用日以前の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けてください。
- ベビーシッターを利用し、料金を事業者に支払ってください。
- 事業者から「領収書」と「利用明細書」の交付を受けてください。

(3) 区への申請

- 補助金申請期間内に、郵送もしくは保育課窓口で、児童ごとに申請書類を揃えて、ご申請ください。

【申請書類】 ※区様式は区ホームページからダウンロードいただくか、保育課窓口でもお渡しいたします。

すべての方が必要な書類		
① 荒川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼請求書		区様式
② 荒川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金実績報告書		
③ ベビーシッター利用内訳表		
④ ベビーシッター要件証明書 ※発行日が利用日または利用日より前のもの		事業者発行 (コピー可)
⑤ 領収書 ※領収書に代わるもの（銀行等で振り込みした際の領収書等）でも可		
⑥ 利用明細書 ※利用年月日・児童の氏名・利用時間帯及び利用時間・利用料の内訳・保育を提供したベビーシッターの氏名等がわかるもの ※事業者によって利用明細書は異なります。領収書や請求書が利用明細書を兼ねている場合や、複数の書類の提出が必要な場合があります。		
該当者のみが必要な書類		
⑦ クーポンや福利厚生等による割引内容がわかるもの ※保育料のみに割引を適用し、割引額が領収書等に明記されている場合は提出不要です。		任意様式

※申請内容について、ご利用の事業者に確認をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【スケジュール】

<令和6年度利用分> **※申請期間を過ぎての申請は受理できません。**

期	対象利用期間	申請期間 ※保育課必着	区からの支払時期(予定)
1期	令和6年4月～ 6月利用分	令和6年 7月 5日～ 7月19日	令和6年 8月末～ 9月
2期	令和6年4月～ 9月利用分	令和6年10月 4日～10月18日	令和6年11月末～12月
3期	令和6年4月～12月利用分	令和7年 1月10日～ 1月24日	令和7年 2月末～ 3月
4期	令和6年4月～令和7年3月利用分	令和7年 4月 4日～ 4月18日	令和7年 5月末頃

※令和6年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのご利用分が対象です。

また、申請は月単位です。一度交付を受けた月の再申請はできません。

※半年分や1年分など、年度内利用分をまとめて申請することも可能ですが、申請忘れを防ぐため、上記対象利用期間ごとで、お早目の申請をお願いいたします。

※令和6年度中の利用分は、令和7年4月18日が締切です。締切後は、いかなる理由があっても受理できません。

※各申請期間の最終日に保育課必着です。消印有効ではありません。郵送申請の場合は、配達日数をご確認の上、余裕をもってご提出ください。

※区から補助金をお支払いする1週間前を目途に、申請者様宛てに交付決定通知書を郵送いたします。